

---

## 令和 4 年度予備費

### 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業

#### 公募要領（第 5 回）

---

制定 令和 4 年 6 月 28 日

改訂 令和 4 年 9 月 9 日

公募期間：令和 5 年 2 月 6 日～令和 5 年 2 月 24 日 17:00 まで（厳守）

令和 4 年輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業について、事業実施者（食品製造事業者等）の公募を行いますので、事業の実施を希望される方は以下に定める事項に基づき応募願います。

なお、この公募要領は、必要に応じて改訂される事がありますので、必ず最新のもの事務局のホームページから入手し確認してから応募してください。

また、本事業の実施に当たって、事務局から斡旋・勧誘等を行うことはありませんので、不明な点があれば事務局に確認してください。

## 1 本事業の目的

今般のウクライナ情勢等の影響により輸入小麦をはじめとした食品産業で使用される輸入原材料は、世界的に価格が高騰しています。このため、国民生活や食品事業者の事業継続に支障が生じることのないよう、価格が高騰している輸入食品原材料を使用する食品製造事業者等に対し、輸入食品原材料の切り替え等を実施することにより、食品製造・供給の安定化を図ることを目的とします。

## 2 応募に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年制令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 5 月 13 日付 4 新食第 386 号農林水産事務次官依命通知。及び輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和 4 年 5 月 13 日付 4 新食第 426 号農林水産大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。）に定めるもののほか、令和 4 年度輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業補助金交付規程及び本公募要領の規定に基づき実施します。

## 3 本事業の対象となる事業実施者の要件について

（1）以下の①～③のいずれかの条件に該当し、その証明ができる者とします。

- ① ウクライナ情勢等の影響により価格が高騰している輸入食品原材料を使用しており、食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）

② ウクライナ情勢等の影響により価格が高騰している輸入食品原材料を使用しており、飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体

③ ①又は②に該当する事業者とともに事業を実施しようとする者

※ いわゆる大・中小企業等の区別はありません（支援内容によって補助率等が変わります）。

(2) 本事業の対象となる法人格は、次に掲げる者とします。

民間事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社、その他法人格を有しない団体のうち事務局が特に認める団体（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。

※ 同一法人・事業者での応募は、1回の公募につき（1事業者当たり）1申請（計画）に限りますが、複数の事業を1計画として提出することは可能です。この場合の補助率、補助上限・下限等については従前通りです。

※ 原材料を供給する事業者と加工を専門とする事業者や流通事業者、外食事業者とが共同で申請する場合、二重補助を防止する観点から消費段階に最も近い小売製品（最終小売り製品）または外食の原材料のみを対象とし、実施する事業の重複を排除した上で申請できます。

※ 100%同一の資本に属するグループ企業や関係会社が民間事業者として申請する場合には、実施する事業の重複を排除した上で申請していることを確認します。なお、フランチャイザーの場合はこの限りではありません。

(3) 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。

ア：主たる事務所の定めがあること。

イ：代表者の定めがあること。

ウ：定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

エ：年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

(4) 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画書を提出する際、別記様式第1号を併せて事務局に提出して、その承認を受けるものとします。

(5) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員）ではないこととします。

#### 4 本事業の対象となる輸入食品原材料について

ウクライナ情勢等の影響により、以下の（1）及び（2）の条件が満たされていることを客観的に証明できる輸入食品原材料を支援の対象とします。

##### （1）価格条件

以下の①及び②のいずれかに該当すること。

① 事業実施者の使用する輸入食品原材料の調達価格が、平成29年から令和3年の5年間の（連続する）任意の3年間の平均調達価格（当該輸入食品原材料の使用実績が一部期間の場合は、その期間の平均。一部期間は合計で1年間以上を必要とする。）と比べて、直近3か月（申請前）の平均調達価格が120%を超えていること。

- ※ 平均調達価格の算出期間となる「直近3か月」は、少なくとも令和4年4月以降の3か月である必要があります。
- ※ 平均調達価格の算定に当たって、原則（第三者の）調達先との調達時の取引情報等の写しや輸入申告時のインボイスの写しを提出いただくことにより、証明していただく必要があります。調達を自社で行っている場合や、そのほか適切な証明書類がある場合はこの限りではありません。証明が困難な場合は応募できない場合があります。

- ② 事業実施者の使用する輸入食品原材料の輸入価格（原則、CIF 価格）が平成29年から令和3年の5年間の（連続する）任意の3年間の平均輸入価格と比べて、直近3か月の平均輸入価格が120%を超えている輸入食品原材料として、以下の輸入食品原材料については、現に価格高騰の影響を受けていることが証明されている輸入食品原材料とみなします。（改めて証明する必要はありません。）

- ※ 該当する輸入食品を加工した原材料を含みます。

価格高騰の影響を受けていることが証明されている輸入食品原材料  
小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、  
加糖調製品

## （2）使用条件

以下の①及び②を満たすこと。

- ①：輸入食品原材料が原料として使用されているものであること。
- ②：輸入食品原材料の使用実績が過去1年以上あること。

- ※ ①原料であることの証明については、原則、商品に輸入食品原材料を使用していることが重量ベースでわかるデータ等の写しを提出いただく

必要があります。これには、食品規格書（商品規格書・商品仕様書・商品カルテ、原材料規格書）の写し等を用いることができます。

※ ②使用実績については、原則（第三者の）調達先との調達時の取引情報等の写しや輸入申告時のインボイスの写しを提出いただくことにより、証明していただく必要があります。また、1年以上の使用実績を示すために、令和4年4月1日以降に発行された書類とそこから遡って1年以上前の実績を示す書類、最低2点の提出が必要です。なお、（1）価格条件で提出する書類で本内容が併せて証明される場合は、別途提出する必要はありません。

※ なお、必須要件ではありませんが、輸入食品原材料が継続的に使用されていることを示すデータを補足するものとして、同時系列の販売実績データを添付いただくことも可能です。

## 5 本事業の支援内容及び補助率等

本事業の支援内容は価格高騰対策の観点から大きく分けて「A.食品原材料の切り替えを伴う新商品等開発事業」と「B.食品原材料の切り替えを伴わない使用コスト削減事業」の2つの取組とします。

### A. 食品原材料の切り替えを伴う新商品等開発事業

食品原材料を切り替えた新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む。）取組です。

原材料の切り替えによる商品開発に必要な調査経費や試作時に必要な原材料費及び機械費の他、開発した新商品販売時の包装資材の表示切り替えに伴う新デザイン作成に係る費用や従前の包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費、開発した新商品販売時の広告費や店頭販促費用など新商品の販売時に係るPR費、開発した新商品を製造する際に必要となる機器等の導入費用などを支援します。

また、価格が高騰している輸入小麦から国産小麦や国産米粉等を使って開発した新商品について、販売促進の一定期間（2 ヶ月間）における切り替えた分の原材料費を支援します。

食品原材料の切り替えを伴う新商品等開発事業については、以下の費用を支援します。

① 食品表示変更に伴う包装資材の更新費用

新商品開発に伴うデザイン作成、初期費用（印刷機切替費用、包装印刷費用）、本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費（旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の2 ヶ月分の相当量のいずれか低い方）

② 新商品等 PR 費

新商品等の PR に係る店頭 PR 費用、広告宣伝費（販促物品に係る費用は含まない）

※ 必ずしも対象の品目のみでの PR 活動である必要はありませんが、補助の対象となるのは新商品の PR 部分となります。例えば、CM で新商品が PR されている時間に応じて、対象経費を按分し計上する方法などがあります。

③ 新商品開発に伴う機器導入費（設置費用等含む）

新商品の製造に必要な機器の導入費用（新規）、製造ライン上の機器の変更（既存機器への改造を含む）や増設、機械導入費に含めることができる運搬費（送料）

④ 試作品製造時の原材料費支援

開発ラボでの原材料（製造工場での試作時を含む）

⑤ 試作品製造時の機械費

開発ラボでの機械費

⑥ 新商品開発調査費用

新商品開発時における事前の市場調査及び実地調査費用（国内及び海外調査を含む）

⑦ 新商品等の市販段階における原材料費支援

価格が高騰している輸入小麦から国産の小麦や米又はその加工品（小麦粉や米粉）に切り替えて開発した新商品の市販段階（販売促進期間（最大2ヶ月間分相当））の原材料費

※ 補助率は1/2とし、補助金の上限は1件当たり2億円、下限は100万円とします。

※ ⑦については、①から⑥とは別に支援します。中小事業者及び中堅事業者（資本金10億円未満または従業員数2000人以下）にあつては1/2とし、それ以外の事業者にあつては1/3とします。補助金の上限は1件当たり1億円とします。

※ この事業でいう「新商品等」は、業務用、民生用（家庭用）問わず、またPB品、NB品問わず、原材料切り替えに伴い、新しく販売する「新発売」の商品とします。例えば国産原材料を活用するなど既存の商品よりも付加価値の高い商品を新たに販売する場合等が該当します。（⑦原料費支援については民生用（家庭用）のみ）

また、「新商品等」には、原材料比率を変更した事によりリニューアルした商品（例：商品名は変更せずに国産小麦の比率を増加した場合など）など、パッケージに改めてその旨記載していない商品を含みます。

なお、新商品開発には輸入食品原材料からの切り替えが必須となります。



- ※ ③の機器の導入に当たっては、既存の機器よりも機能を高めた機器に置き換えるものとします。ただし、新商品の製造工程上、真に必要な機器であっても、耐用年数の過ぎた機器の単なる入れ替え等は認められません。
- ※ ⑦について、原材料の切り替え分（切り替えた差分のみ）が補助対象となります。切り替え後の原材料の使用量が切り替え前より上回る場合に支援します。切り替える量に条件はありませんが、切り替えではなく単純に国産原料を追加する場合には「切り替えた差分」に当たらないため、補助の対象とはなりません。
- ※ ⑦について、二重補助を防止する観点から消費段階に最も近い小売製品（最終小売り製品）または外食の原材料のみを対象とします。業務用製品の原材料は支援対象ではありませんが、ユーザーサイドと連携して取組を実施することにより共同で申請する場合対象とすることができます。
- ※ ⑦について、事業実施者が、本事業の実施において調達する農林水産物については、事業の実施に真に必要な量とし、やむを得ない場合を除き、余剰が発生する調達は行わないものとします（事業によらない調達分は除く）。

## B. 食品原材料の切り替えを伴わない使用コスト削減事業

原材料の使用コストを削減した新商品等の生産・販売や新たな生産方法の導入方法に取組む事業です。

既存商品の食品原材料比率の変更や輸入等食品原材料等の使用コストを下げることにより、従来製品と同等の販売価格が維持できるよう、必要となる機器の導入費用や製造ラインの変更費用を支援するほか、商品販売時のパッケージ等、包装資材の表示切り替えに伴う新デザイン作成に係る費用や新デザイン包装資材費用（旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の2ヶ月分の相当量のいずれか低い方）、販売時に係るPR費用などを支援します。

なお、本取組の対象となる事業は、原材料の使用コストを直接的に削減できるものが原則となりますが、間接的に使用コストを削減できるものについても、製造ライン上におけるものに限り対象となります。

食品原材料の切り替えを伴わない使用コスト削減事業については、以下の費用を支援します。

※ 食品原材料の切り替えの必要はありません。

① 食品表示変更に伴う包装資材の更新費用

商品開発に伴うデザイン作成、初期費用（印刷機切替費用、包装印刷費用）、本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費（旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の2ヶ月分の相当量のいずれか低い方）

② 商品 PR 費

商品の PR に係る店頭 PR 費用、広告宣伝費（販促物品に係る費用は含まない）

③ 製造ラインの変更・増設、一部機器導入費（設置費用含む）

商品のコスト削減に必要な製造ライン上の機器の変更（既存機器への改造を含む）や増設及びコスト削減に資する機器の導入

※ 補助率は1/2とし、補助金の上限は1件当たり2億円、下限は100万円とします。

※ 機器の単なる入れ替え等は認められません。

※ コスト削減と併せて新商品の開発をする場合は、採択時の加点となります。例えば、ノンフライ製法へ転換した場合、ノンフライ製品は新商品に該当します。

## 6 補助対象経費

事業を実施するために必要となる経費は、事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。対象経費は必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもので、かつ事業実施者自身の支出金額が確認できる、7 補助対象経費の区分で定める経費です。なお、その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行う必要があります。

対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に購入契約を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとなります。ただし、事務局へ別記様式第4号による交付決定前着手届出を提出し、事前着手の承認を受けた場合には、交付決定を受けた日如何にかかわらず、令和4年4月1日以降に発生した経費についても補助対象とすることが可能です。

また、令和4年4月1日から申請前までに発注した事業に要する経費を補助対象経費とする場合、事業実施計画書に明記することで事前着手申請とみなすことができます。（この場合、別記様式第4号の提出は不要ですが、事業着手を証明する書類の写しが必要です。）

なお、応募審査では本補助金の趣旨に沿った事業計画を策定しているか確認し、評価の高いものから採択されますが、採択されたことをもって応募時に計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではありません。交付申請時に以下の経費区分に該当しないと判断される経費を計上されている場合は補助対象外となりますので、予めよくご確認の上、申請してください。なお、機械導入費については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき交付審査を行います。

経費精算の際には、確かに発注を行い、実際に支払いを行ったことがわかるよう、証憑類（見積書、注文書、請求書、振込証明等）を提出することが必要です。

## 7 補助対象経費の区分

<p>新商品開発費</p>	<p>本事業の遂行のため必要な新商品開発時等に要する経費</p> <p>※ 本事業の遂行のため必要な新商品開発時に必要となる資材（原材料）費用及び検査に要する経費を対象とし、補助事業に係る自社の人件費は補助対象外とします。</p> <p>※ 外部の講師等からの技術提供を必要とする場合、その経費は対象となります。</p>
<p>調査経費</p>	<p>本事業遂行のために必要な新商品開発時等のマーケット等の調査に要する経費</p> <p>※ 事前の市場調査、原材料の現地調査等に要する経費とし、補助事業に係る自社の人件費は補助対象外とします。</p>
<p>機械導入費</p>	<p>本事業遂行のために必要な機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用、改良・修繕に要する経費</p> <p>※ 1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）における「機器及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象です。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は対象になりません。</p> <p>※ 2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業実施期間中に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分が対象となります。</p> <p>※ 3 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すために行うものです。</p>
<p>包装資材費</p>	<p>本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費</p>

	<p>※ 包装資材更新は旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の2ヶ月分の相当量のいずれか低い方の経費とします。旧包装資材の廃棄費用は対象になりません。</p>
デザイン作成費	<p>本事業遂行のために必要な包装資材の設計（デザイン）に要する経費</p> <p>※ 外注（請負、委託等）する場合は、外注先との書面による契約の締結が必要です。</p>
新商品 PR 費	<p>本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等 PR に係る経費</p> <p>※ 1 補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体の PR 広告に関する経費は対象外です。</p> <p>※ 2 補助事業実施期間内に広告が使用・掲載されること、展示会が開催されることが必要です。</p>
市販段階における原材料費	<p>本事業の遂行のため必要な市販段階における販売促進期間の原材料に要する経費</p> <p>※ 1 価格が高騰している輸入小麦から国産小麦や米又はこれらの加工品に切り替えた場合であって、開発した新商品を販売する場合の原材料費を補助対象とします。それ以外の食品原材料は補助対象外となります。</p> <p>※ 2 販売促進期間は商品発売初月より2ヶ月間とします。</p> <p>※ 3 切り替え後の食品原材料の使用量が切り換え前より上回る場合に補助対象とします。</p> <p>※ 4 切り替えにあたっては切り替えた差分のみ補助対象とします。切替える量に補助条件はありません。</p>

本事業では、ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している輸入食品原材料を使用している食品製造業者等の皆様に対し、国産原材料等への原材料切り替え等に

より食品製造・供給の安定化や商品の高付加価値化を通じた円滑な価格転嫁化促進することを目的としております。基本的に、価格高騰対策として原材料切り替え及び相応の新商品の開発をしていただく必要があります。

このため、外注のみによる新商品開発や一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合には、本事業の支援対象にはならない場合もあります。特段の事由がある場合には、応募申請時に、その理由を明らかにした理由書を添付書類に追加して提出してください。

## 8 補助対象経費全般の留意事項

(1) 以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ フランチャイズ加盟料
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 販売する商品の原材料費（別表1取組A「食品原材料を切り替えた新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む。）の取組」での市販段階における原材料費を除く）、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、娯楽、接待等の費用
- ・ 不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）

- ・ 各種保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、SDカード、USBメモリーカード等の記録系媒体及びデジタル複合機、家具等）の購入費
- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
- ・ 事業に係る自社の人件費、旅費（別表2補助対象経費の区分に掲げる調査経費を除く）
  - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2) 海外子会社が主たる補助事業実施主体となる場合に限り、本事業で購入した機械装置等について貸与の契約を締結した上で、海外子会社に貸与することも可能です。ただし、海外子会社への貸与価格が市場価格から乖離している場合など、取引形態によっては移転価格税制等の税制上の検討が必要な場合がありますので、ご注意ください。

(3) 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）。交付決定より前（事前着手の認定を得ている事業者は令和4年3月31日以前）に契約（発注）した経費は、いかなる事情があっても補助対象になりません。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。

(4) 採択後、交付申請手続きの際には、本事業における契約（発注）先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、経済性の観点から、可能な

範囲において相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。

また、契約（発注）先1件あたりの見積額の合計が50万円（税抜）以上になる場合は、原則として同一条件による相見積もりを取ることが必要です。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を整備してください。市場価格とかい離している場合は認められません。

したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、速やかに補助事業を開始いただけます。

（5）交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載してください。

※ 補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

（6）事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不相当と考えられる経費が見込まれているときは、交付決定の手続きに際して、事務局から補助対象経費の見直しを求めます。

（7）補助事業により建設した施設等の財産に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、事前に事務局の承認を受けることが必要です。補助事業遂行のための必要な資金調達をする場合に限り、担保権実行時に国庫納付をすることを条件に認められます。なお、補助事業により整備した施設等の財産に対して根抵当権の設定を行うことは認められません。



また、根抵当権が設定されている土地に建物を新築する場合は、根抵当権設定契約において、建設した施設等の財産に対する追加担保差入条項が定められていないことについての確認書を交付申請時に提出する必要があります。

- (8) 国や自治体の他の補助金による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費は本事業の対象になりません。
- (9) 事業実施者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費（9 事前着手申請の手続きにより交付決定前に着手した場合の経費を除く。）は本事業の対象になりません。
- (10) 事業の実施中に発生した事故又は災害のための経費は本事業の対象になりません。

## 9 事前着手申請の手続き

本事業においては、ウクライナ情勢等の影響の長期化による事業活動への影響等も鑑み、早期の事業再構築を図っていただくために必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても事務局へ別記様式第4号による交付決定前着手届出を提出し、事前着手の承認を受けた場合は、令和4年4月1日以降交付決定までに購入契約（発注）を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができます。

交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、令和4年3月31日以前に行われた購入契約（発注）等については、いかなる場合であっても補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

なお、令和4年4月1日から申請前までに発注した事業に要する経費を補助対象経費とする場合、事業実施計画書に明記することで事前着手申請とみなすことができます。（この場合、別記様式第4号の提出は不要ですが、事業着手を証明する書類の写しが必要です。）

- ※ 事前着手の承認に際して、会社概要、事業計画の概要、ウクライナ情勢等の影響と事業実施計画との関係（価格高騰の影響を乗り越えるために早急な投資が必要不可欠である理由等）を記載していただく必要があります。記載内容が不十分な場合は、申請後に事務局から確認をさせていただきます場合があります。
- ※ 機器導入等については発注日、委託契約などは契約日、研究開発などは開発に関する社内決裁等の一般的な事業の着手日からとします。これらが客観的に確認できる資料の写しを提出いただきます。

#### ① 事前着手の承認可否通知等

事前着手の承認の可否を決定後、順次、結果を通知します。通常、申請から10日～2週間程度を目安に通知を行う予定ですが、内容や申請状況によってはさらに期間を要する場合がありますのでご了承ください。事業実施計画書に明記し、事前着手申請とみなされた方は、交付決定の通知をもって、承認の可否を通知するものとします。

- ※ 1 事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日より前に購入契約（発注）等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ※ 2 事前着手申請の内容と応募申請時の内容が相違しているときや整合性の確認ができない場合等は、事前着手の承認は無効となりますので、記載事項に誤りがないようにご注意ください。
- ※ 3 交付申請時には見積書等の交付申請に必要な書類の提出が必要になりますのでご準備ください。

## 10 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年2月15日（水）までとします。事業の終了は実施期間内で終了する事業が対象です。

- ※ 交付決定後、事業終了までに事業が完了しない場合は、補助金額は減額されます。

## 1.1 申請手続き等の概要

### (1) 公募申請受付期間

公募受付：令和5年2月6日（月）～同年2月24日17：00（金）

- ※ 予算に限りがありますので、補助金申請額が予算額を大幅に超過した場合は、受付期間内であっても募集を終了する可能性があります。

- ※ 応募申請が集中した場合、申請手続きが滞る可能性があります。特に締切り間際には非常に多くの申請が予想されます。事業実施計画書の作成及び登録には少なくとも数時間程度を要しますので、十分な余裕を持って申請手続きを開始していただきますようお願いいたします。

### (2) 申請方法

申請者は事業実施計画書を作成の上、期日までに申請を行ってください。なお、申請は下記の専用ホームページを通じてのみ実施します。令和4年度輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業専用ホームページ（以下「専用ホームページ」という。）の事業実施計画書等の申請書類をダウンロードしていただき、専用ホームページに掲載の電子申請フォームよりご提出ください。

輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業専用ホームページ

<http://www.lapita.jp/maff/yunyu-komugi/2022/top.html>

- ※ 申請書類の受領等のメールを [yunyu-komugi2022@bsec.jp](mailto:yunyu-komugi2022@bsec.jp) のアドレスから送信します。迷惑メール対策のため、ドメイン指定受信の設定をされている方は、事務局から送信するメールを受信することができない場合がありますので、ドメイン指定受信設定の確認をしてください。

- ※ 本事業の申請をする場合は、事業実施計画書の提出時に、対象の輸入食品原材料である客観的な証明を提出してください。
- ※ 事業実施計画書等を提出された場合であっても、申請手続きの不備等により申請したと認められない場合がありますのでご留意願います。

### (3) 申請手順

#### ア 提出書類の作成

- ① 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスし、事業実施者情報等を入力してください。
- ② 画面に従って事業実施計画書等関連書類を作成し提出してください。

#### イ 事業実施計画書等の提出に当たっての注意事項

- ① 事業実施計画書等は、様式に沿って作成してください。
  - ※ 提出書類の内容について別途ヒアリング等を行う場合がございます。
- ② 提出した事業実施計画書等は、変更することができません。
- ③ 事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- ④ 申請期日までに必要な書類一式の提出が確認できない場合は、審査対象となりません。
- ⑤ 要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、審査の対象になりません。
- ⑥ 事業実施計画書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ⑦ 事業実施計画等の提出は、専用ホームページ上の申請フォームにご登録ください。メールやFAX、持参による提出は受け付けません。

- ⑧ 提出後の事業実施計画書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- ⑨ 提出された事業実施計画書等の申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- ⑩ 評価基準や事業採択に関するお問い合わせについては、公平・公正な審査の支障となる恐れがあるため、一切回答できませんのであらかじめ御了承ください。

#### 【提出書類一覧】

- ・ 事業実施計画書（別記様式第 2 号）
  - ※ 申請時点で、見積書等の取得価格の妥当性を証明する書類の添付の必要はありませんが、補助対象経費に計上する経費に該当する添付書類が揃っていれば、速やかに手続きに移行することができますので、極力そろえていただくことを推奨します。
- ・ 事業実施計画書 別記様式第 2 号 別添 1（事業実施計画書）
- ・ 事業実施計画書 別記様式第 2 号 別添 2（事業別内訳 積算根拠）
  - ※ 共同で申請する場合はそれぞれの経費内訳を記載してください。必ずしも計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではありません。
- ・ 事業実施計画書 別記様式第 2 号 別添 3（原料価格計算書）
  - ※ 現に価格高騰の影響を受けていることが証明されているとみなす輸入食品原材料 10 品目（小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、加糖調製品）は、提出不要です。
- ・ 事業実施計画書 別記様式第 2 号 別添 4 - 1 または 4 - 2（事業の成果目標 商品別）
  - ※ 取組 A と取組 B のいずれも実施する事業者は、別添 4 - 1 と 4 - 2 それぞれの提出が必要です。

- ・事業実施計画書 別記様式第2号 別添5-1（事業の成果目標原料別）または5-2（事業の成果目標取組別）
  - ※ 取組Aと取組Bのいずれも実施する事業者は、別添5-1と5-2それぞれの提出が必要です。
- ・決算書（直近3年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細書）
  - ※ 共同で申請する場合は、それぞれの事業者の決算書の提出が必要です。
  - ※ 決算書の添付ができない事業者は、法人等の全体の事業計画書及び収支予算書を添付してください。製造原価報告書及び販売管理費明細書は作成している場合のみ添付してください。速やかに手続きに移行することができますので、極力そろえていただくことを推奨します。
- ・定款
  - ※ 共同で申請する場合は、それぞれの事業者の定款の提出が必要です。
- ・対象となる輸入食品原材料等の価格高騰を証明する書類（調達先との調達時の取引情報等の写し・輸入申告時のインボイスの写し等）
  - ※ 現に価格高騰の影響を受けていることが証明されているとみならず輸入食品原材料10品目（小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、加糖調製品）は、提出不要です。
- ・対象となる輸入食品原材料等が原料であることを証明する書類（食品規格書の写し等）
- ・対象となる輸入食品原材料等の過去1年以上の使用実績を証明する書類（調達先との調達時の取引情報等の写し・輸入申告時のインボイスの写し等）

注：提出書類の書式及び仕様等は変更しないようにしてください。

#### (4) 問い合わせ先

問い合わせ専用メールアドレス：yunyu-komugi2022@bsec.jp

※ 迷惑メール対策のためドメイン指定受信の設定をされている方は、事務局から送信するメールを受信することができない場合がありますので、ドメイン指定受信設定の確認をしてください。

事務局：03-6626-6597

※ 極力メールでのお問い合わせをお願いいたします。

※ お電話によるお問い合わせ対応時間は平日：10:00～17:00 とさせていただきます。

※ 専用ホームページ上のお問い合わせフォームもご利用ください。

## 1.2 事業実施者の選定

(1) 申請受付期間に提出された申請書類について、以下の評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定し、採択の内示をします。(採択の内示を受けた方は補助金交付候補者となります)

なお、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがありますが、ヒアリングの有無が採択の可否を左右するものではありません。

また、事業実施者の選定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### 【主な評価基準】

#### ① 共通事項

ア 補助要件（対象輸入食品原材料、補助金額、事業実施期間 等）が満たされているか。

補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、補助要件が満たされており、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。補助事業の課題が明確になっており、その課題の解決方法が明確かつ妥当か。

イ 補助金交付規程及び本公募要領で定める本事業の目的と市場ニーズに親和性がある事業であること

本事業の実施に向けて、競合他社の動向を把握すること等を通じて市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。市場ニーズの有無を検証できているか。

ウ 事業実施者として組織・人員、財政基盤において適格性を有すること

本事業の目的に沿った事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。また、金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。※複数の事業者が連携して申請する場合は連携体各者の財務状況等も踏まえ採点します。

エ 事業実施の確実性を有し、事業の効果・効率性が高いこと

補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して増額が想定される付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性等）が高いか。その際、現在の自社の人材、技術・ノウハウ等の強みを活用することや既存事業とのシナジー効果が期待されること等により、効果的な取組となっているか。【加点】

ア 令和5年2月24日時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者であること。

※ 申請時にポータルサイトのスクリーンショットを提出してください。



## ② 原材料切り替え

- ア 原料（国産）切り替えによる取組であるか。市場ニーズや自社の強みを踏まえた取組となっているか
- イ 新商品開発の内容が市場ニーズに沿ったものであるか、新規性、獨創性、革新性を有するものであるか
- ウ 対外的に「国産使用」を発信するものとなっているか
- エ 将来的にも安定した国産原料の使用を目的とした取組であるか

## ③ 原材料支援

- ア 対外的に「国産使用」を発信するものとなっているか
- イ 将来的にも安定的に国産原料の使用を目的とした取組であるか

### 【加点】

- ア 切り替えを行った原材料の量を食料品製造出荷額で除した値が原材料支援に係る申請のうち上位 1 / 4 に該当すること。
- イ 食料品製造出荷額を切り替えを行った原材料の量で除した値が原材料支援に係る申請のうち上位 1 / 4 に該当すること。

## ④ コスト削減

- ア 商品価格、原料使用量が抑制、低減につながる取組であるか

### 【加点】

- ア コスト削減と併せて新商品の開発を行っていること。
- イ 事業実施前と比較して、食品・商品の重量単価が低くなっていること。

## (2) 審査結果の通知

採択の決定後、採択の内示、不採択の結果を事務局から通知します。

### 1.3 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

採択内示は、申請いただいた事業実施計画書に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。審査の結果、計上された経費が補助対象外であると判断される場合には、交付申請した金額から補助対象外経費を減額した上で、交付額の決定をいたします。採択結果にもとづき交付申請書を提出していただき、その内容を改めて事務局で精査し、必要に応じて事業者にご連絡・ヒアリング等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。

なお、交付決定額は、採択決定時点の補助金申請額を上回ることはできませんのでご注意ください。また、交付決定後に補助事業実施場所を変更することは原則認められませんのでご注意ください。

### 1.4 スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数の多寡等により変更することがあります。

事業の公募期間 令和5年2月6日～同年2月24日 17:00

採択の内示 審査終了後、速やかに行います。

交付申請書の提出 採択の内示後、速やかに提出してください。

交付決定（補助事業の開始） 交付申請書を受領後、順次行います。

事業の開始（予定） 交付決定の日から

事業の完了（予定） 令和5年2月15日（厳守）

※事務局へ交付決定前着手届出を提出し、事前着手の承認を受けた場合は、令和4年4月1日以降事業終了日（令和5年2月15日）までの間に実施した事業についても補助の対象となります。

## 1.5 本事業の実施に当たっての留意点

- (1) 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施いたします。
- (2) 事務局は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- (3) 交付決定額の増額は、原則として認められません。
- (4) 交付決定後に追加で資料を求める場合があります。
- (5) 事業実施中に事業の内容を変更する場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事業実施者から事務局に承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。
- (6) 補助金の支払については、事業実施者から事業結果報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。
- (7) 事業結果報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定いたします。補助金は、事業を行うために必要な経費であり、事業者が支出したとして認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (8) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- (9) 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。事業実施者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (10) 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は事業実施者に帰属します。なお、農林水産省及び事務局は事業実施者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。

- (11) 事業実施者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 1.6 補助事業者の義務（交付決定後に遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事務局の承認を得なければなりません。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和5年2月15日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 本事業を完了した日の属する年度の終了後を初回として、以降5年間（計6回）、本事業に係る事業化等の状況を事業化状況・知的財産権等報告書により報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。事業化状況等の報告が行われない場合には、補助金の交付取消・返還等を求める場合があります。
- (4) 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、受領した補助金の額を上限として収益納付しなければなりません（該当年度の決算が赤字の場合は免除されます）。
- (5) 取得財産のうち、単価50万円（税抜）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

- (6) 財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。
- (7) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。
- ※ 補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- (8) 補助事業者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (9) 補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事務局から要求があったときは速やかに状況報告書を作成し、事務局に提出しなければなりません。
- (10) 本事業の進捗状況等の確認のため、事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院や事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。
- (11) 補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。概算払については、交付申請時に参照いただく「補助事業の手引き」をご確認ください。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (12) 本事業終了後の補助金額の確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。

- (13) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (14) 採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、政策効果検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理した上で公開する場合があります。なお、補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 改訂履歴

令和4年6月28日	初版
令和4年6月30日	P20 提出書類一式に定款を追加
令和4年7月11日	<p>P4 暴力団員ではないことを証明する書類提出を削除</p> <p>P6 「包装資材の更新」について修正</p> <p>P9 「包装資材の更新」について修正</p> <p>P7 中堅事業者及び中小事業者の定義を修正</p> <p>P23 加点項目に「パートナーシップ構築宣言」を追加</p>
令和4年7月22日	P7 「廃棄費用」を削除